

令和6年3月29日

一般社団法人広島県医師会会長 様  
一般社団法人広島県病院協会会長 様  
公益社団法人広島県薬剤師会会長 様  
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当課長  
広島県健康福祉局薬務課長

令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種による健康被害に係る救済措置の  
取扱いについて（通知）

このことについて、令和6年3月11日付けで厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課及び厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室から別紙のとおり事務連絡がありました。主な変更点は以下のとおりです。

令和5年度末までに接種した者の取扱い	予防接種の副反応による健康被害が生じた場合、年齢等に関わらず予防接種法に基づく「予防接種健康被害救済制度」による救済の請求を行う。
令和6年度以降に接種した者の取扱い	予防接種の副反応による健康被害が生じた場合、定期接種か否かにより、対象となる救済制度が異なる。 ○定期接種の場合 →予防接種法に基づく「予防接種健康被害救済制度」による救済の請求を行う。 ○任意接種の場合 →独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく「医薬品副作用健康被害救済制度」による救済の請求を行う。

については、業務の参考としていただくよう、貴会会員に周知をお願いいたします。

【予防接種健康被害救済制度に関すること】

担当 感染症・疾病管理センター  
電話 082-513-3079(ダイヤルイン)  
(担当者 松尾・末房)

【医薬品副作用健康被害救済制度に関すること】

担当 薬務課製薬振興グループ  
電話 082-513-3223(ダイヤルイン)  
(担当者 深本)